○農林水産省告示第千八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市葛川坊村町字向山二六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市小久田町字門田三六の一、字寺辻一八の二、三〇の一、三三から三六まで、三九、字落一七（次の図に示す部分に限る。）、六、一三から一六まで、一八から二四まで、二三の一、二六から二九まで、三〇の一、三〇の二、三一、三二、三二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市上中町大渚一八〇七の一、一八〇七の六、一八〇七の八から一八〇七の一一まで、一八〇七の一三から一八〇七の一六まで、一八〇七の二二、一八〇七の二五、一八〇八の一、一八〇八の二、一八〇八の四、一八〇八の一五、一八〇八の三八から一八〇八の四二まで、一八〇八の四六、一八〇八の四七、一八〇八の七九、仲田一三七〇の一、一三七一、一三八九の一、秀沢一六五三、一六五四の一から一六五四の三まで、一六五六、一六五九の一から一六五九の三まで、一六六一の一、一六六一の二、一六六三、一六六四の三、一六七九、明賀町宮一三の六、井戸洞七の二、八の二、山洞二一の二、鶴崎四八の二、アスガ四、三二の二、三二の三、三二の五、三二の六、ヲチ一六の二、一七の二、マノ四五（次の図に示す部分に限る。）、四の一三、一二の一、二七の二、四六の一から四六の三まで、押井町毘沙門坂八の三、イフモリ二の三、六六から六八まで、七〇、七一、七二の二、梅ケ久保一二の六、大草三六の二、山中九の二、爺ケ洞一四の一、二七の一、二九の一、伊熊町堂ノ下一二の二、東洞二一の二、後口神田七の二、三五田一の二、豆生一の七、二七の五、二八の二、二九の三、乙ケ久保四の二、中根三の二、二八の四、細田一〇の二、除ケ貝戸三の二、二九の三、大沼三七の四、小滝野町坂一九・二〇・二六・三七の二三・三八の一五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の一、一二の二、一三から一五まで、一八、二一から二五まで、二七、三〇の一、三一の一、三二の一から三二の三まで、三三の一、三三の二、三七の二八、三八の一、三八の三から三八の八まで、三八の一三、三八の一四、三八の一五、三八の一六から三八の一九まで、三八の三一、三八の三二、三八の三六、三八の四六、三八の四七、三八の五〇、平瀬一の四から一の七まで・一の九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、石畑一の一四（次の図に示す部分に限る。）、一の一〇、一の一一、一の一三、一の一四、一の一八から一の二二まで、大入二六の二・二七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の二、二三の三、二三の四、二三の一〇、二六の三、二六の四、二七の五、峠一の二、上切町山口七二の一、九五の一、一二三の四、一二三の五、阿瀬尾一五三の一、一五三の三、一五五の一、一九一の一、大平岩九七六、九七七、小平岩一〇〇六の一、一〇〇七、一〇〇八、下中町丸根二二八五の一、二二九三、二二九四、二二九五の一、二二九六の一、二二九七の一、二二九七の二、二三〇六の一、二三〇七、二三〇八の一、二三〇八の二、二三〇九、二三一〇の一、二三一〇の三、二三一〇の四、二三一一の一の一、二三一一の二、二三二〇、二三二二、二三二八、二三三九、二三三〇の二、二三三一の一、中根二四〇六の一、二四〇六の二、二四〇七、二四一二、二四一三、二四一五の一、二四一五の二、二四三〇の一、大比良二三三二の一、二三三二の四、二三三六、二三五〇、二三五三の一、二三五四の二、二三五五の一の一、二三五五の一の二、二三五九の一、日影一八五四の一の一、一八五四の一の二、一八五四の二、一八五五、一八五九の一、一八六七、一八八一の四、金山二一七四、二一七五、二一七六の一、二一七七、二一七九の一、二一七九の二、二一八一の二、下貝戸二一五六の一、二一五七の一、二一五八の一、二一五九の一、二一六一、二一六六の一、真名平二三八八の一（次の図に示す部分に限る。）、二三七二の二、二三七五の一、二三七五の二、二三七六の一、二三七六の二、二三七九の一から二三七九の三まで、二三九三、二三九四、二三九七の二、二四〇〇、二四〇二の二、二四〇四の二、真坂二二五七、二二七一の一、二二七二の二、宮ノ前二四八六の一、木多橋二〇八一、二〇八七、二〇八八、有間町川脇二八、二九、三〇の一、三一の一、三二の一、空山一四の三、一六の二、一七の一、二四の四、二四の五、二五の一、横手一、一九の一、二〇、下切町猪道二五一八から二五二一まで、稲場二六一四の一、二六一四の二、二六一五の二、二六二五の一の三、二六三二から二六三四まで、森ノ入二五七四、二六一〇の三、二六一〇の二九、二六一〇の三〇、二六一〇の九三、孫女二七六六の一八から二七六六の二八まで、二七六六の三七から二七六六の四五まで、二七七二、二七七三、二七七四の六、二七七四の七、宮ノ洞二六七六の一、二六七七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市南大須町字吉作七、字屋ケ入一七、字神出一、六、七、字神原日陽三九の二、四〇、桜形町字牛ノ平二・三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八、九、毛呂町字仁居家六二から六四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。